

日本郵便株式会社の事業計画の概要

日本郵便株式会社
2020年4月13日

事業計画の法的位置付け

- 日本郵便株式会社の事業計画は、日本郵便株式会社法第10条の規定に基づき、毎事業年度開始までに策定し、総務大臣に認可申請
(令和2事業年度事業計画は、2020年3月30日 認可・公表)
- 事業計画の認可申請の際には、資金計画書及び収支予算書を添付
(日本郵便株式会社法施行規則第10条)

【参考：関係法令】

- 日本郵便株式会社法（抄）（平成十七年十月二十一日法律第百号）
(事業計画)

第十条 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 日本郵便株式会社法施行規則（抄）（平成十九年三月二十六日総務省令第三十七号）
(事業計画の認可の申請)

第十条 会社は、法第十条前段の規定により毎事業年度の事業計画の認可を受けようとするときは、当該事業計画に資金計画書及び収支予算書を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに総務大臣に提出して申請しなければならない。

2 前項の事業計画は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

- 一 業務運営の基本方針（法第五条に規定する責務の履行に係るものを含む。）
- 二 法第四条第一項から第三項までに規定する業務に関する計画
- 三 法第六条第二項の規定による届出の対象となる郵便局及び会社の営業所の設置及び廃止に関する基本的な計画
- 四 その他事業の運営に関する事項

3 会社は、法第十条後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第一項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した資金計画書又は収支予算書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

事業計画の構成

はじめに

- ・・・事業計画の前提を記載

第1 業務運営の基本方針

- ・・・令和2年度の業務運営の方針や具体的取組を記載

第2 日本郵便株式会社法第4条第1項から第3項までに規定する業務に関する計画

- ・・・法定区分ごとの業務概要を記載

第3 日本郵便株式会社法第6条第2項の規定による届出の対象となる郵便局及び会社の営業所の設置及び廃止に関する基本的な計画

- ・・・郵便局等の設置等に関する方針を記載

第4 その他事業の運営に関する事項

- ・・・上記以外の事業運営に関する事項（東日本大震災等復興支援、災害等の緊急事態への対応等）を記載

業務運営の基本方針等

◎ はじめに

- ・ 日本郵便株式会社は、お客さまが郵政事業に係る基本的な役務（ユニバーサルサービス）を郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務の下、業務運営を実施。
- ・ 郵便局ネットワークの水準を維持し、公益性・地域性を十分発揮するとともに、郵便局のサービスを更に便利なものにする事で、郵便局ネットワークの価値を向上させ、地域のお客さまの生活を総合的にサポートできるよう取り組む。

◎ 業務運営の基本方針

- ・ かんぽ生命保険商品の不適正募集の構造的要因等を踏まえた業務改善計画の実行を経営の最重要課題と位置付け、お客さまと地域の皆さまへの信頼回復に努める。
- ・ 収納済切手の不適正な取扱いの再発防止策の着実な実施及び情報公開のあり方に関する総務省からの行政指導を受け、再発防止策を着実に実施するとともに、不祥事案は速やかに公表(※)する。 ※ 警察に相談中又は捜査中の事案は除く
- ・ これらの問題は、ガバナンス及び組織風土が共通要因であると認識しており、全社的にその改善策に取り組む。
- ・ お客さま目線に立って円滑かつ確実にサービスを提供していくため、事業環境に的確に対応し、先端技術の活用等の持続的な成長に向けた取組も進める。

主な取組

I 全社的なガバナンス強化及び組織風土改革

1 コンプライアンスの徹底

- 企業が期待される社会的責任の変化・拡大に対応した、広義のコンプライアンスの徹底

2 風通しのよい職場づくり

- 本社役員等がフロントラインの意見・要望を聞く場を設け、お客さまのご要望から日頃感じている事柄に至るまで、幅広い議論を実施

3 グループ各社との連携強化

- 各種の経営課題（内部監査、コンプライアンス、オペレーショナルリスク、お客さま満足推進等）についてグループの連絡会等において議論
- 「グループ運営会議」を、重要事項の報告やグループ会社の経営陣による議論の場として活用

II 業務改善計画の着実な実施

1 お客さま本位の業務運営に向けた取組

- 不適正募集等の抑制の仕組み・対応や、苦情等管理態勢など、お客さま本位の募集管理態勢の確立
- 営業目標・組織業績評価・営業手当など、新規契約獲得を過度に重視した営業推進管理の仕組みの見直し

2 ガバナンスの強化

- 募集品質問題に関して、コンプライアンス委員会等の専門委員会、パートナー会議等で協議し、重要なものについては、経営会議または取締役会に付議し、深度ある議論を実施
- 第1線～第3線の三つの防衛線の各々の役割を整理し、自律的な内部管理体制を確立

主な取組

II 業務改善計画の着実な実施

3 お客さま本位の組織風土の醸成

- 全社員への意識浸透、研修体系・内容の見直し、推進管理主体のマネジメントから脱却するための管理者研修など、お客さま本位の徹底に向けたマネジメント・人材育成の実行
- 社員及び管理者の人事評価における、募集品質に係る評価項目及び評価基準の新設

III 持続的な成長に向けた取組

1 先端技術の活用

- テレマティクス、荷物のルーティング等の活用による物流事業のオペレーション体系の見直し、生産性向上
- デジタル化した差出情報等を活用した顧客視点の商品・サービスの付加価値創出や、ストックデータを活用した組織運営の変革を実現すべく、デジタルトランスフォーメーションに向けた検討の継続

2 郵便局ネットワークの価値向上に向けた取組

- 地方公共団体・他企業と連携したサービス展開や地方創生の取組拡大、地域ニーズに応じた多様な郵便局の展開

3 SDGsに関する取組の強化

- CO2削減の取組による環境負荷の軽減、ダイバーシティの推進、働き方改革など企業活動全般を通じた、積極的な社会貢献

収支予算書

科 目	①平成31事業年度事業計画	②令和2事業年度事業計画	②-①
営業収益	31,355	29,928	▲ 1,427
郵便業務収益	13,324	13,291	▲ 33
印紙受託業務収益	433	410	▲ 24
銀行及び保険受託手数料	6,732	5,659	▲ 1,073
交付金	2,952	2,935	▲ 18
その他営業収益	7,913	7,634	▲ 279
営業費用	30,165	29,441	△ 724
人件費	21,425	21,132	△ 293
経費	8,740	8,309	△ 431
物件費	6,950	6,547	△ 403
その他経費	1,790	1,762	△ 28
営業利益	1,190	487	▲ 702
経常利益	1,216	518	▲ 699
特別利益	175	79	▲ 97
特別損失	210	94	△ 116
税引前当期純利益	1,182	502	▲ 680
法人税、住民税及び事業税	182	283	+101
当期純利益	1,000	219	▲ 780

認可要請事項

- 1 グループ各社と連携し、ガバナンス強化及び組織風土改革に取り組むとともに、かんぽ生命保険の不適正募集に関する業務改善計画の着実な実施、不祥事案が発生した場合における情報公開の徹底等により、国民の信頼の着実な回復に努めること。
- 2 少子高齢化・人口減少の本格化、ＩＣＴの進展等の社会環境の変化を踏まえ、ＩｏＴ、ＡＩ等の先端技術を活用し、経営の効率化や利用者利便の向上に取り組むとともに、将来に向けた経営基盤を強化すること。
- 3 持続可能な地域社会の構築に資するよう、郵便局ネットワークを活用し、マイナンバーカードの普及促進、地方自治体からの事務受託、地方銀行との連携等の取組を積極的に進めること。
- 4 ユニバーサルサービスの安定的な提供を行うとともに、災害時や感染症発生時の対応、サイバーセキュリティ対策等を適切に行い、業務継続の確保に努めること。

【参考：平成31事業年度事業計画認可時の要請事項】

- 1 本年4月から運用が開始される郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度も活用し、郵便局ネットワークの維持・強化を図り、ユニバーサルサービスを確実に提供すること。また、郵便局ネットワークを活用して、マイナンバーカードの普及促進に関する取組や持続可能な地域社会構築に資する取組等を積極的に進めること。
- 2 郵便需要の減少、eコマースの浸透、働き方改革・女性活躍推進等の社会環境の変化に対応し、Society5.0時代を見据え、最新の技術の導入等により、利用者利便の向上及び経営の効率化に取り組むこと。
- 3 国際物流業務の改善をはじめ、収益力の多角化・強化を図るとともに、コンプライアンス管理態勢をはじめとするガバナンスの強化などを着実に進めること。また、投資信託等の金融商品の販売に当たっては、真に利用者ニーズに沿った適切な営業活動を行うことに留意すること。